

測量設計業務特記仕様書

業 務 名 : 二軒家池廃止工事測量設計業務

業 務 場 所 : 鳴門市瀬戸町明神

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「二軒家池廃止工事測量設計業務」に適用する。

2. 基本事項

1) 設計協議

- (1) 第1回打合せ 業務の工程、方針及び資料の確認を行う。
- (2) 中間打合せ 業務の区切りにおいて、諸条件を確認する。
- (3) 最終打合せ 業務完了時における総括説明及び成果品納入、検査の立会いを行う。

2) 業務内容

① 現地調査

ため池周辺の状況を把握し、支障物件等の調査及び資料収集を行う。

② 設計計画

設計条件等について技術的に検討し、適応基準との整合を図る。

③ 測量業務

- ・現地測量(S=1/250) A=0.001km²
- ・4級基準点測量 N=2点
- ・横断測量 L=0.04km

④ 各種計算

設計洪水流量より、堤体開削断面等について検討する。

⑤ 図面作成

設計計画、設計計算に基づき設計図を作成する。

⑥ 数量計算

工事発注に必要な数量計算書を作成する。

⑦ 審査

基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面との整合性、計算書の精査を行う。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年9月30日まで

4. 成果品

- (1) 設計図面： A3用紙、紙製本【1部】
- (2) 報告書：数量計算書、設計書、積算資料、見積書、打合記録簿
現地調査資料、その他資料【1部】
- (3) 原稿・電子データ：1式
- (4) その他監督員が指示するもの 必要部数

5. 遵守事項

- (1) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により決定する。
- (2) 設計上の根拠資料は報告書に明示すること。
- (3) 受注者は、発注者の行う関係機関との打合せ、地元説明会等に必要な技術資料等の作成を行うほか、発注者の指示により立会、あるいは関係機関との打合せ等を行うものとする。
- (4) 受注者は、業務実施のため必要な関係官公庁等に対する諸手続きを迅速に処理しなければならない。
- (5) 受注者は、契約金額が100万円以上の業務については、契約後10日以内にその業務内容を測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS:テクリス)に登録し、業務カルテを提出すること。

6. その他

1) 管理技術者

- (1) 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- (2) 管理技術者は、契約書、図面、仕様書等に基づき、設計業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 管理技術者は、技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち「河川、砂防及び海岸」に合格し、同法による登録を受けている者)でなければならない。
- (4) 管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

2) 照査技術者

- (1) 受注者は、設計業務における照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- (2) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認し、照査を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、①技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち「河川、砂防及び海岸」に合格し、同法による登録を受けている者)、②RCCM(河川、砂防及び海岸)のいずれかの資格を有する者でなければならない。

